（一社）全国建設業協会統一様式（土木工事）

令和○年○月○日

　（発注者名）　　　　　　　　　　　御中

○○県○○市○○○－○○○

○○建設株式会社

通　知　書

本件工事については、以下の資機材や労務に関して、価格の高騰又は供給の不足若しくは遅延が生じるおそれがあるため、建設業法第２０条の２第２項に基づき事前にお知らせします。

　当該おそれが顕在化した際は、協議に応じていただきますようお願いします。

工事名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

以　上

**１.価格の高騰、供給の不足・遅延の発生が想定されるリスク**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 地域における需要の増加（需給のひっ迫） | □ | 自然災害（地震、台風、豪雨、豪雪、疫病等） |
| □ | 供給メーカー工場の火災、設備故障等 | □ | 経済状況の変化に伴う物価（労務費）上昇 |
| □ | 紛争や関税制度等の変更による資機材の価格高騰・輸入遅延 |
| □ | その他（具体的な内容） |

注：上記１の記載は必須ではなく、原因が特定されている事象がある場合に記載してください。

必要に応じて記載内容を書き換えてください。

建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号関係

**２.主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**

※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** | **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** | **高騰** | **不足** | **遅延** | **資機材名** |
| □ | □ | □ | セメント | □ | □ | □ | 生コン | □ | □ | □ | 骨材・砕石 |
| □ | □ | □ | 鉄筋（異形棒鋼） | □ | □ | □ | 型枠 | □ | □ | □ | Ｈ鋼、鋼矢板 |
| □ | □ | □ | その他仮設資材 | □ | □ | □ | 覆工板 | □ | □ | □ | 基礎杭(鋼管杭等) |
| □ | □ | □ | ＡＳ合材 | □ | □ | □ | 砕石(ＲＣ、ＭＣ) | □ | □ | □ | 燃料 |
| □ | □ | □ | 法面保護材 | □ | □ | □ | プレキャスト製品（擁壁、縁石、Ｌ型街渠、積みブロック側溝等） |
| □ | □ | □ | 落石防止材(ネット、ワイヤ等) | □ | □ | □ | 排水管(塩ビ管、鋼管等) | □ | □ | □ | マンホール |
| □ | □ | □ | じゃかご（鋼材、砕石等） | □ | □ | □ | インターロッキング | □ | □ | □ | グレーチング |
| □ | □ | □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号関係

**３. 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰**

※必要に応じて記載内容を書き換えてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **高騰** | **不足** | **職種** | **高騰** | **不足** | **職種** | **高騰** | **不足** | **職種** |
| □ | □ | とび工 | □ | □ | 型枠工 | □ | □ | 鉄筋工 |
| □ | □ | ブロック工 | □ | □ | 造園工 | □ | □ | 法面工 |
| □ | □ | トンネル職種（　　　　　　　　　） | □ | □ | 橋梁職種（　　　　　　　　　） | □ | □ | 特殊運転手 |
| □ | □ | 一般運転手 | □ | □ | 重機オペレーター | □ | □ | 交通誘導員（　　） |
| □ | □ | その他（　　　　　　　　　） | □ | □ | その他（　　　　　　　　　） | □ | □ | その他（　　　　　　　　　） |

**【参考】**事象の状況の把握のため必要な情報の入手先

①添付資料

　資料名：

②その他

・**資機材・労務リスク情報（経済調査会）**

[**https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfomaiton/**](https://www.zai-keicho.or.jp/service/build/riskinfomaiton/)

**・最新価格動向・市況（物価調査会）**

[**https://www.kensetu-bukka.or.jp/sikyou/**](https://www.kensetu-bukka.or.jp/sikyou/)

**･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

（注）１．本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３．上記「事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。